

第4節 災害危険箇所

災害危険箇所等の総括を資料編に示す。【資料編^{*1} 参照】

1. 水害危険箇所【危険河川 資料編^{*2}^{*3}^{*4} 参照】

本市の河川は、宝満川及び御笠川を主として一級河川9河川、二級河川2河川、普通河川39河川、ため池は67箇所で利用されている。特に、御笠川支流の高尾川は小規模河川であるものの周囲には住宅の密集化が認められる。これらの周辺地区では、過去の災害時には浸水等の被害が多発しているところもある。これらの河川のうち、筑後川水系の宝満川を始めとする6河川が災害危険河川として県より指定されている。

また、本市の重要水防区域は福岡県那珂県土整備事務所所管の5箇所、市管理の8箇所が指定されている。那珂県土整備事務所所管区域は、総延長9,800mで主に御笠川水系高尾川の本町地区等が指定され、河川洗掘や溢水等の危険が予想される。

ため池についても、老朽化や漏水の有無等の危険性の把握や点検を含めた整備が課題となっている。

この他、防災アセスメント調査の成果で本市における風水害の被害状況から被害が集中する地域や今後も風水害の影響が予想されると思われる主な地区は以下の状況である。

① 針摺・俗明院地区の山口川浸水・溢水

土地分類基本調査によると、かつて山口川は御笠川に注いでいたと考えられているが現在は、筑後川水系に流入する河川である。本地区は本流の宝満川合流部に近いところに位置し、河川は蛇行が多く、かつ、北から南へ流れを変える地点である。また、上流に山神ダムが築堤されており、洪水時にはダムの放流により河川の急な水増しがある。

地形的に浸水、河川氾濫の頻度が多い箇所で、水系変化があったほどの扇状地堆積物に覆われていることから地震動に対しても影響があるものと思われる。さらに、主要道路、鉄道、高架等の橋梁、住宅等の集中する地域で災害を前提とすると問題が多いことがわかる。

② 中阿志岐地区の宝満川堤防決壊

一級河川宝満川上流域にあたり、幾つかの支川が集中する地域である。また、東部の渓流には土石流危険渓流や落石危険箇所が存在し、周辺の崖地では崩壊が見られることから崩壊や土砂の流出が多いものと思われる。さらに、大宮司橋付近では河川は大きく蛇行し、集中豪雨の際等は浸水・氾濫を起こしやすい地形となっている。旧地形図と比較しても地形改変等が広範囲に拡大し、上流の保水能力の低下と下流の流下能力の不足等も一つの要因と考えられる。

この他、平成3年、平成7年、平成15年及び平成21年の水害実績から諸田地区の久良々川の堤防決壊他7箇所、高尾川の決壊他4箇所、山家川の決壊他11箇所が発生している。

③～⑤の浸水・氾濫の発生箇所は、河川氾濫や決壊の直接的な影響ではなく、排水不良によるものと考えられる。

*1 資料1.4.1「災害危険箇所等」

*2 資料1.4.2「災害危険河川」

*3 資料1.4.3「重要水防箇所位置図」

*4 資料1.4.4「重要水防箇所」

- ③ 二日市、二日市東校区の生涯学習センター付近
- ④ 二日市東校区の中原団地地区
- ⑤ 吉木校区の東吉木地区の農業大学校下流

このような内水氾濫被害は、山林・農地・宅地等の開発に伴う土地利用の変化や地下水採取に伴う地盤沈下が誘因となって発生する。

浸水の主な原因は、排水管の流下能力不足、排水の逆流、河川の越水の三つである。近年、地表面への雨水の浸透量の減少によって汚水と雨水の合流した多量の下水が流入し河川が急激に増水し、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

2. 土砂災害危険箇所

本市では、基盤岩として花崗岩が分布し丘陵地や山麓部では風化が進行してマサ化している地域があり、宝満川や山口川の山麓部の谷間では土石流堆積物が分布している。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊や土石流発生による災害の危険性が高い。

【急傾斜地崩壊危険箇所 資料編*5*6*7*8 参照】

① 急傾斜地崩壊危険箇所（県指定）

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等が対象となる斜面）が52箇所あり、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1戸以上5戸未満の人家が対象となる斜面）が59箇所、合計111箇所が存在している。このうち、急傾斜地急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰには人工斜面5箇所、崩壊危険箇所Ⅱには人工斜面2箇所が含まれている。保全対象である人家戸数は774戸、公共施設は公民館等9戸が対象となっている。

危険箇所は、人口が集中する市街化区域内（及びDID地区内）で、二日市北小学校及び二日市中学校の周辺に集中している。

また、昭和49年には宮田地区で小規模であるが崖災害が発生している。

② 急傾斜地崩壊危険箇所（市指定）

本市の指定する急傾斜地崩壊危険箇所は19箇所あり、その内1箇所は県調査と重複する。保全対象である人家戸数は127戸、公共施設は公民館1箇所他道路となっている。

【土石流危険渓流 資料編*9*10 参照】

本市の北側に位置する御笠川の支流では流下能力が小さく、山麓部では過去に発生した土石流堆積物が分布しており、土石流が発生しやすい状況にある。またこのような地域では、谷間に住宅が密集しており、土石流発生時には危険性が高い。

① 土石流危険渓流

本市には、土石流危険渓流Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等に流入する渓流）が50渓流あり、土石流危険渓流Ⅱ（人家1戸以上5戸未満に流入する渓流）が26渓流、合計76渓流が存在している。保全対象である人家戸数は591戸、公共施設は公民館7、小学校、

*5 ● 資料 1.4.6 「土砂災害危険箇所位置図」

*6 ● 資料 1.4.7 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」

*7 ● 資料 1.4.8 「急傾斜地崩壊危険箇所（市）」

*8 ● 資料 1.4.9 「急傾斜地崩壊防止区域一覧」

*9 ● 資料 1.4.10 「土石流危険渓流一覧」

*10 ● 資料 1.4.11 「砂防指定地一覧」

農業試験場1、寺6が対象となっている。

この内の3箇所は、昭和28年から昭和48年にかけて土砂災害発生の履歴があり、対策工事が着手され、治山ダムが1基整備されている。

しかし、防災上必要となる堰堤が整備されていない渓流がほとんどであり、治山・砂防事業を推進していくことが望まれる。堰堤整備については、今後の開発の進展等を考慮して防災対策を検討するのが望まれる。

② 砂防指定地

本市には砂防指定地の渓流が19渓流あり、昭和23年～平成19年までに隨時指定されている。総指定地面積は44.0haで宝満川に指定地が最も多い。

また、この他の危険渓流以外の箇所についても配慮する必要がある。各河川水系の上流端や谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地、あるいはなまこ形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域では、特に注意が必要である。現在の土石流危険渓流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致する箇所にあたるが、土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人口構造や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

【地すべり危険箇所 資料編*11*12 参照】

本市には、地すべり危険箇所が2箇所、いずれも宝満川水系の柚須原・香園地区に存在する。保全対象である総人家戸数は44戸、公共施設は県道、危険箇所の総面積は約84.9haとなっている。

その内の1箇所は、昭和47年に災害発生の履歴があり、昭和48年に地すべり防止区域（県指定；面積は11.4ha）の指定を受け、対策工事を行っている。

【落石崩壊危険箇所 資料編*13 参照】

本市には落石崩壊危険箇所が89箇所あり、一般国道200号、主要地方道筑紫野・太宰府線、一般県道、基山停車場・平等寺・筑紫野線に集中している。

【山地災害危険箇所 資料編*14 参照】

本市には、県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区（民有林）が49箇所、崩壊土砂流出危険地区（民有林）が52箇所（国有林）が3箇所の計55箇所、合計104箇所である。また、保全対象である総人家戸数は、山腹崩壊危険地区が300戸、崩壊土砂流出危険地区が743戸の合計1,043戸となっている。

危険箇所は、山腹崩壊危険地区が山口、山家、阿志岐、平等寺等の地区、崩壊土砂流出危険地区が柚須原、山口、山家、大石、平等寺地区等の山地部民有林に集中している。

*11 ● 資料1.4.12「地すべり防止区域一覧」

*12 ● 資料1.4.13「地すべり防止危険箇所一覧」

*13 ● 資料1.4.14「落石崩壊箇所」

*14 ● 資料1.4.15「山地災害危険地区一覧」

《山地災害危険地区 概要》

地区種別	山腹崩壊 危険地区		崩壊土砂 流出危険地区		計
	国有	民有	国有	民有	
所 有					
危険箇所数		49	3	52	104
人家戸数 戸		300	101	642	1,043
公共施設 戸		19		23	42

資料；福岡県地域防災計画書 H24

3. 火災危険区域【資料編*15 参照】

本市では新興住宅地として発展を遂げている。さらに、古くからの宅地においても木造住宅の密集化が認められ、生活用道路も狭く、消防防災の面で問題も多い。

消防本部では、火災危険区域等について下記のように選定している。

① 火災危険区域

中央、栄町、次田、鳥居、湯町等の地区に火災危険区域が示されている。

4. 道路災害危険箇所【資料編*16 参照】

市の道路斜面等の道路防災総点検（豪雨・豪雪）での危険箇所は 53 箇所である。

対象項目は、A 落石崩壊、B 岩石崩壊、C 地すべり、E 土石流、F 盛土、G 盛土、G 擁壁、J その他の 8 項目である。

市において、「対策が必要とされる」と評価する「ランク I」は 19 箇所、「防災カルテを作成し対応する」と評価する「ランク II」は 134 箇所、「特に新たな対応を必要としない」と評価する「ランク III」は存在しない。

《道路防災点検調査 総括表》

点検項目 (該当)	ランク I	ランク II	ランク III
A 落石崩壊	10	86	
B 岩石崩壊			
C 地すべり		1	
E 土石流			
F 盛土	3	12	
G 擁壁	4	33	
H 橋梁基礎洗掘	1	2	
J その他	1		

資料；福岡県地域防災計画書 平成24年

ランク I ; 対策が必要とされる。

ランク II ; 防災カルテを作成し対応する。

ランク III ; 特に新たな対応を必要としない。

*15 ● 資料 1.5.2 「火災危険区域図」

*16 ● 資料 1.4.16 「道路災害危険箇所一覧」

5. 「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」【県指定】

本市の、県が指定する土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で危険の周知や警戒避難体制の整備を行う区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、市民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのあると認められた区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる区域

※平成25年6月25日現在 県指定位置公示待ち